

令和4年度

保険料の改定について

令和4年4月1日から国民健康保険料は次のようになります。

▼ 保険料月額 〈毎月月末納付期限〉 ▼

医療保険料 (基礎賦課額) + 後期高齢者支援金保険料 (後期高齢者支援金賦課額)

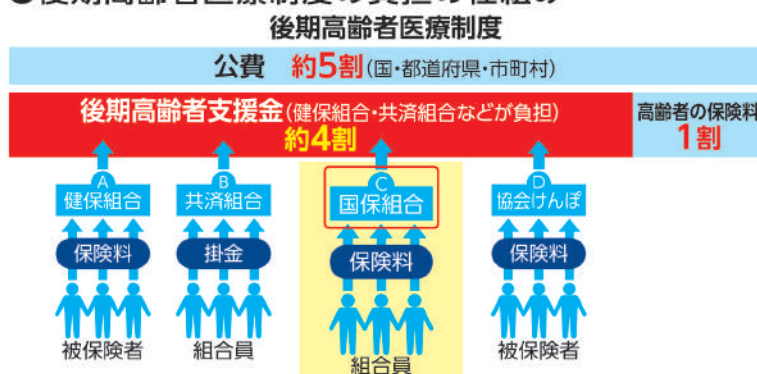
<0歳～74歳の方> ※後期高齢者を除く	現行 令和4年3月31日まで	内 訳	
		医療保険料	後期高齢者支援金保険料
税理士である組合員	33,800円	29,400円	4,400円
勤務税理士である組合員	26,800円	22,400円	4,400円
従業員である組合員	19,800円	15,400円	4,400円
家族 一人当たり	11,800円	7,400円	4,400円



<0歳～74歳の方> ※後期高齢者を除く	改定後 令和4年4月1日より	内 訳	
		医療保険料	後期高齢者支援金保険料
税理士である組合員	36,000円	31,500円	4,500円
勤務税理士である組合員	28,500円	24,000円	4,500円
従業員である組合員	20,900円	16,400円	4,500円
家族 一人当たり	12,400円	7,900円	4,500円

※【後期高齢者支援金保険料】は、上記の社会保険診療報酬支払基金への支払額に応じて、当組合の被保険者人数で按分して保険料の額を決めており、後期高齢者（75歳以上の方）が増える等の要因によって、「後期高齢者支援金」の支払額が増えれば、【後期高齢者支援金保険料】も増えることとなっております。

●後期高齢者医療制度の負担の仕組み



介護保険料 (介護納付金賦課額)

<40歳～64歳の方> (第2号被保険者) 一人当たり	現行 令和4年3月31日まで	改定後 令和4年4月1日より
		5,200円

※介護納付金分は介護保険第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険に加入している被保険者）が介護保険料として納めることとなります。

※【介護保険料】は、当組合に対して社会保険診療報酬支払基金から明示された「介護納付金」の支払額に応じて、当組合の40歳から64歳までの被保険者人数で按分して保険料の額を決めており、当組合が支払う「介護納付金」の額が増えれば、【介護保険料】も増えることとなっております。

☆上述のとおり、【後期高齢者支援金保険料】は、「後期高齢者支援金」の支払いに充てられ、【介護保険料】は、「介護納付金」の支払いに充てられるため、「療養給付費（医療費）」や「保健事業費」等の組合の支出については、【医療保険料】で賄うこととなっております。

後期高齢者組合員保険料（後期高齢者賦課額）

後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上の方、または65歳～74歳で各府県の広域連合から一定の障害認定を受けた方）で、当組合の「後期高齢者組合員」として登録した方の保険料です。

※組合員が後期高齢者に該当して被保険者資格がなくなっても、組合員資格を残せば75歳未満の家族や従業員は従来どおり被保険者資格を継続できます。

<後期高齢者組合員の方>	(据え置き)
税理士である組合員	2,000 円
勤務税理士である組合員	2,000 円
従業員である組合員	2,000 円